

議案第65号

工事請負変更契約の締結について（森林基幹道西彼杵半島線災害復旧工事（3号箇所））

令和4年9月22日付で締結した森林基幹道西彼杵半島線災害復旧工事（3号箇所）請負契約について、次のとおり契約変更の必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び西海市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年西海市条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

記

1 契約変更の事項

契約金額 255,076,800円を 292,135,800円に変更する。

2 変更の理由

被災した法面の掘削に着手したところ、法面に発生した亀裂が災害査定時の想定よりも深かったため、掘削断面の変更が必要となり、残土処理工における捨土の量が増えたこと、また、法面保護工事において、令和5年5月19日の豪雨時に、法面の一部で崩落が発生し、湧水が確認されたことから崩落箇所の復旧工法の再検討を行い、一部モルタル吹付工から植生マット工への変更を行うことなどに伴う工事費の増加のため。

平面図

A1 S=1:500
A3 S=1:1000

1	1P.1	1	1.07	1.07
K No	1	2	1.07	250.53
TA	62-00-01	CL	170.37	170.37
E	250	1E	170.37	170.37
L	40.00	5L	39.99	39.99
ΔE	0.37	W	150.38	150.38
ΔL	20.99	Δ	100	100
X	39.97	39.97		

- 【追加】植生マット工
 - 植生マット工面積 A=328.3㎡
 - 吸出防止材面積 A=328.3㎡
- 【追加】植生マット法切工 V=37.7m³
 - 礫質土 V=7.8m³
 - 崩土 V=24.9m³

市単独復旧延長
L=24.20m

全体復旧延長 L=170.00m

復旧延長 L=145.80m

落蓋式側溝U300 撤去・新設 落蓋式側溝U300 撤去・新設

+24.30~+64.00=39.7m (不可視区間1) +67.00~+73.50L=6.5m (不可視区間2)

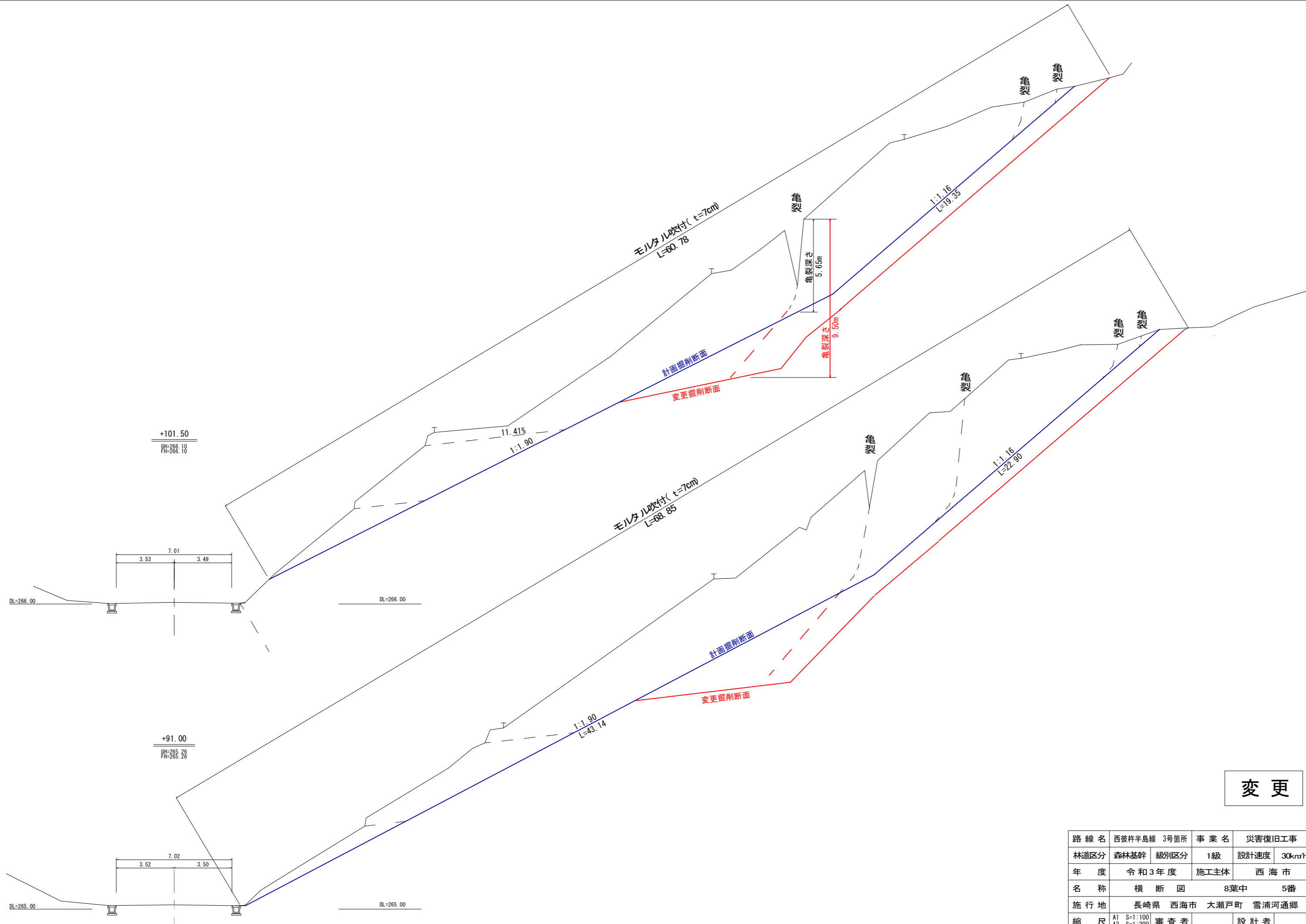
モルタル吹付工 (t=7cm)

A=6211.3㎡
A=6012.1㎡

変更

凡例	
モルタル吹付	⊗

路線名	西彼杵半島線 3号箇所	事業名	災害復旧工事
林道区分	森林基幹	級別区分	1級
年度	令和3年度	設計速度	30km/h
名称	平面図	施工主体	西海市
施行地	長崎県 西海市 大瀬戸町 雪浦河通郷	1葉中	1番
縮尺	A1 S=1:500 A3 S=1:1000	審査者	設計者



変更

路線名	西彼杵半島線 3号箇所	事業名	災害復旧工事
林道区分	森林基幹	級別区分	1級
年度	令和3年度	設計速度	30km/h
名称	横断面	施工主体	西海市
施行地	長崎県 西海市 大瀬戸町 雪浦河通郷	8葉中	5番
縮尺	A1 S=1:100 A3 S=1:200	審査者	設計者